

新

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱

(条文省略)

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月16日から施行する。
- 2 第9条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第4号から第7号まで、第15条及び第18条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成26年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の令和元年度事業については、なお従前の例によることができる。

旧

高知県あったかふれあいセンター事業費補助金交付要綱

(条文省略)

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月16日から施行する。
- 2 第9条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、平成33年5月31日限り、その効力を失う。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第4号から第7号まで、第15条及び第18条の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年10月10日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月7日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日前に着手済の平成26年度事業については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業メニュー	要件等														
必須機能	省略														
拡充機能	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、(1)から(6)までに掲げる事業を行う。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能の概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 移動手段の確保</td> <td>買物や病院への通院等のための移動を支援する</td> </tr> <tr> <td>(2) 配食</td> <td>高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する</td> </tr> <tr> <td>(3) 泊まり</td> <td>緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める</td> </tr> <tr> <td>(4) 介護予防</td> <td>リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時定量的に介護予防(フレイル予防を含む。)プログラムを提供する</td> </tr> <tr> <td>(5) 認知症カフェ</td> <td>認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場</td> </tr> <tr> <td>(6) 子ども食堂</td> <td>食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。)</td> </tr> </tbody> </table>	機能	機能の概要等	(1) 移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する	(2) 配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する	(3) 泊まり	緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める	(4) 介護予防	リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時定量的に介護予防(フレイル予防を含む。)プログラムを提供する	(5) 認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場	(6) 子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。)
機能	機能の概要等														
(1) 移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する														
(2) 配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する														
(3) 泊まり	緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める														
(4) 介護予防	リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時定量的に介護予防(フレイル予防を含む。)プログラムを提供する														
(5) 認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場														
(6) 子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。)														
<p>事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。</p> <p>(1) 利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。</p> <p>(2) あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年1回以上開催すること。</p>															

別表第1 (第3条関係)

事業メニュー	要件等														
必須機能	省略														
拡充機能	地域のニーズに応じて、あったかふれあいセンターの前方展開を図り、機能を拡充するため、(1)から(6)までに掲げる事業を行う。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>機能の概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 移動手段の確保</td> <td>買物や病院への通院等のための移動を支援する</td> </tr> <tr> <td>(2) 配食</td> <td>高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する</td> </tr> <tr> <td>(3) 泊まり</td> <td>緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める</td> </tr> <tr> <td>(4) 介護予防</td> <td>リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時定量的に介護予防プログラムを提供する</td> </tr> <tr> <td>(5) 認知症カフェ</td> <td>認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場</td> </tr> <tr> <td>(6) 子ども食堂</td> <td>食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。)</td> </tr> </tbody> </table>	機能	機能の概要等	(1) 移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する	(2) 配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する	(3) 泊まり	緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める	(4) 介護予防	リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時定量的に介護予防プログラムを提供する	(5) 認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場	(6) 子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。)
機能	機能の概要等														
(1) 移動手段の確保	買物や病院への通院等のための移動を支援する														
(2) 配食	高齢者や障害者等の食の確保や栄養改善を目的とし、配食サービスを提供する														
(3) 泊まり	緊急時に支援が必要な高齢者や障害者等を一時的に泊める														
(4) 介護予防	リハビリ専門職等と連携を図り、介護予防体操を実施するなど、定時定量的に介護予防プログラムを提供する														
(5) 認知症カフェ	認知症の人を支える地域づくりを目指し設置する、認知症の人や家族、地域住民、専門職等誰もが参加できる集いの場														
(6) 子ども食堂	食事の提供を通じて子どもや保護者の居場所を提供する(実施に当たっては、「高知家子ども食堂登録制度」に登録すること。)														
<p>事業の運営にあたっては、次に掲げる事項を実施することとする。</p> <p>(1) 利用者データ等を活用し、中長期の目指す姿を明らかにした事業計画書を作成すること。</p> <p>(2) あったかふれあいセンターの運営について協議する会を年1回以上開催すること。</p>															

別表第2 (第5条、第6条関係)

1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率
人件費	コーディネーター	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 給料、職員手当等、及び共済費	コーディネーター1人につき 580万円以内	1/2以内
	スタッフ		スタッフ1人につき 310万円以内	
その他の経費	運営経費 (共通)	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費	人件費上限額合計の25%以内	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能(1)から(5)」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費	知事が必要と認めた額	
	別表第1の「拡充機能(6)」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 【運営経費】 賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費及び手数料、保険料)、使用料及び賃借料 【衛生管理経費】 保険料、腸内細菌検査料 【子育て支援及び学習支援経費】 謝金、旅費	運営経費に以下により算出した子育て支援及び学習支援経費を加えた額から、子ども食堂の開催に係る参加者負担金及び寄附金その他の収入額を控除した額、または以下により算出した運営経費に衛生管理経費並びに子育て支援及び学習支援経費を加えた額のいずれか少ない額とする。 【運営経費】 1回あたり6,500円※ 【衛生管理経費】 保険料：1人あたり28円/回まで×参加者及びスタッフ人数※ 腸内細菌検査料：1人あたり1,260円/回まで×スタッフ人数(スタッフ1人あたりの年間検査回数は2回までとする。) ただし、運営経費の上限額を超える部分に対して補助する。 【子育て支援及び学習支援経費】 講師：1人あたり3,000円/回まで 学習支援を行う者：1人あたり1,000円/回まで ただし、年間合計額2万円を上限とする。※	
			※ 定期的に開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週(月～日)3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする。	

別表第2 (第5条、第6条関係)

1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 限度額	5 補助率
人件費	コーディネーター	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 給料、職員手当等、及び共済費	コーディネーター1人につき 580万円以内	1/2以内
	スタッフ		スタッフ1人につき 310万円以内	
その他の経費	運営経費 (共通)	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 賞金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料(1件50万円以内)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費(単価50万円以内)、並びに負担金	人件費上限額合計の25%以内	
	機能強化・拡充経費	別表第1の「拡充機能(1)から(5)」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費、又は、地域のニーズに応じて当該年度に機能の強化・拡充を行うために必要な運営経費	知事が必要と認めた額	
	別表第1の「拡充機能(6)」に掲げる機能を実施するために必要な運営経費	市町村が委託料として支出する受託団体の次に掲げる経費 賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費及び手数料、保険料)、使用料及び賃借料	子ども食堂の開催経費から、子ども食堂の開催に係る参加者負担金及び寄附金その他の収入額を控除した額、補助対象経費の合計及び1回当たり6,500円のいずれか少ない額とする。 ただし、定期的に開催する場合は月4回、公立小学校の長期休暇期間に開催する場合は週(月～日)3回を上限とする。なお、定期開催と長期休暇期間開催が同一週に重なった場合は、週3回を上限とする。	

子ども食堂所要額調書

1 「子ども食堂」の収入見込額

ア. 18歳未満の子どもからの徴収 (300円未満) $\text{①} \times \text{②} \times \text{③} = \text{円}$

イ. ア以外の者からの徴収 $\text{④} \times \text{⑤} \times \text{⑥} = \text{円}$

ウ. 寄附金、その他収入 円

ア+イ+ウ = $\text{円} \dots(A)$

2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)

(1) 運営経費

科目	積算内訳	支出予定額(円)
賃金		
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (運搬運搬費及び手数料、保険料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 $\dots(B)$

運営経費補助基準額 $6,500 \text{円} \times \text{⑦} = \text{円} \dots(C)$

(2) 衛生管理経費 ※②>(C)の場合に、(C)を超える部分に対して補助する。

科目	積算内訳	支出予定額(円)
保険料 ※1人あたり22円/回まで		
講内細菌検査料 ※1人あたり1,200円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
合計		円 $\dots(D)$

(3) 子育て支援及び学習支援経費

科目	積算内訳	支出予定額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		円 $\dots(E)$

(E)または年間上限額20,000円のいずれか低い額 $\text{円} \dots(F)$

4 差引額 $(B)+(F) \text{円} - (A) \text{円} = \text{円} \dots(G)$

5 補助基準額合計 $(C) + (D) + (F) \text{円} \dots(H)$

6 補助対象額(以下①~③のいずれか) 円

- ① (G) ≤ 0 の場合は補助対象額は0円
- ② (G) ≤ (H) の場合は (G) が補助対象額
- ③ (G) > (H) の場合は (H) が補助対象額

(注) 1. ①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。
2. ②は、別紙4-2の別表第1の補充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。

子ども食堂所要額調書

1 「子ども食堂」の収入見込額

ア. 18歳未満の子どもからの徴収 (300円未満) $\text{①} \times \text{②} \times \text{③} = \text{円}$

イ. ア以外の者からの徴収 $\text{④} \times \text{⑤} \times \text{⑥} = \text{円}$

ウ. 寄附金、その他収入 円

ア+イ+ウ = $\text{円} \dots(A)$

2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)

科目	積算内訳	支出予定額(円)
賃金		
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (運搬運搬費及び手数料、保険料)		
使用料及び賃借料		
合計		円 $\dots(B)$

3 補助基準額 $\text{⑦} \times 6,500 \text{円} = \text{円} \dots(C)$

4 差引額 $(B) \text{円} - (A) \text{円} = \text{円} \dots(D)$

5 補助対象額(以下①~③のいずれか) 円

- ① (D) ≤ 0 の場合は補助対象額は0円
- ② (C) ≤ (D) の場合は (C) が補助対象額
- ③ (C) > (D) の場合は (D) が補助対象額

(注) 1. ①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。
2. ②又は③は、別紙4-2の別表第1の補充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。

子ども食堂所要額調査

1 「子ども食堂」の収入見込額

ア. 18歳未満の子どもからの徴収 (300円未満) @ 円 × 人/回 × 回 = 円

イ. ア以外の者からの徴収 @ 円 × 人/回 × 回 = 円

ウ. 寄附金、その他収入 円

ア+イ+ウ = 円 …(A)

2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)

(1) 運営経費

科目	積算内訳	支出済額(円)
賃金		
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (通信運搬費及び手数料、保険料)		
使用料及び賃借料		
合計		<input type="text"/> 円 …(B)

運営経費補助基準額 6,500 円 × 回 = 円 …(C)

(2) 衛生管理経費 ※②>(C)の場合に、(C)を超える部分に対して補助する。

科目	積算内訳	支出済額(円)
保険料 ※1人あたり28円/回まで		
腸内細菌検査料 ※1人あたり1,280円/回まで(1人あたりの年間検査回数は2回までとする)		
合計		<input type="text"/> 円 …(D)

(3) 子育て支援及び学習支援経費

科目	積算内訳	支出済額(円)
子育て支援に関する講話並びに体験活動に係る講師への謝金及び旅費 ※1人あたり3,000円/回まで		
学習支援を行う者への謝金及び旅費 ※1人あたり1,000円/回まで		
合計		<input type="text"/> 円 …(E)

(E)または年間上限額20,000円のいずれか低い額 円 …(F)

4 差引額 (B)+(F) 円 - (A) 円 = 円 …(G)

5 補助基準額合計 (C) + (D) + (F) 円 …(H)

6 補助対象額(以下①~③のいずれか) 円

- ① (G) ≤ 0 の場合は補助対象額は0円
- ② (G) ≤ (H) の場合は (G) が補助対象額
- ③ (G) > (H) の場合は (H) が補助対象額

(注) 1. ①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。
2. ②は、別紙4-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。

子ども食堂精算額調査

1 「子ども食堂」の収入額(別表第2第3欄に掲げる経費)

ア. 18歳未満の子どもからの徴収 (300円未満) @ 円 × 人 = 円

イ. ①以外の者からの徴収 @ 円 × 人 = 円

ウ. 寄附金、その他収入 円

ア + イ + ウ = 円 …(A)

2 「子ども食堂」の実施にかかる経費(別表第2第3欄に掲げる経費)

科目	積算内訳	支出済額(円)
賃金		
報償費		
旅費		
需用費 (消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費及び光熱水費)		
役務費 (通信運搬費及び手数料、保険料)		
使用料及び賃借料		
合計		<input type="text"/> 円 …(B)

3 補助基準額 (実施回数) 回 × 6,500 円 = 円 …(C)

4 差引額 (B) 円 - (A) 円 = 円 …(D)

5 補助対象額(以下①~③のいずれか) 円

- ① (D) ≤ 0 の場合は補助対象額は0円
- ② (C) ≤ (D) の場合は (C) が補助対象額
- ③ (C) > (D) の場合は (D) が補助対象額

(注) 1. ①で収益がある場合、別紙1及び別紙2の「収益見込み額」に記入してください。
2. ②又は③は、別紙9-2の別表第1の拡充機能(6)「子ども食堂」の実施にかかる補助対象額」に記入してください。
3. 「子ども食堂」の実施回数、日時、徴収額、利用人数の分かる書類(チラシ、名簿 等)を添付してください。

賃金台帳
年度 あったかふれあいセンター

事業所名	性別		月										賞与			合計		
	男	女	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与(月)		賞与(月)	賞与(月)
労働日数(日)																		
労働時間(h)																		
時間外労働時間数(h)																		
休日労働時間数(h)																		
深夜労働時間数(h)																		
基本給																		
所定時間外賃金																		
休暇等減額賃金																		
通勤手当																		
扶養手当																		
役職手当																		
住宅手当																		
支給額合計 ①																		
健康保険																		
介護保険																		
厚生年金																		
雇用保険																		
児童手当拠出金																		
所得税																		
控除額合計																		
差引支給額																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与(月)	賞与(月)	賞与(月)		合計	
健康保険																		
介護保険																		
厚生年金																		
雇用保険																		
労災保険																		
児童手当拠出金																		
賞与分法定福利費																		
事業主負担合計 ②																		
人件費対象額合計 ①+②																		

※ 人件費の対象となるコーディネーター及びスタッフ分について、それぞれ別業に記入してください。
 ※ 上記内容のうち、健康保険等の個人からの控除額については、入力を省略いただけます。
 ※ 各事業所で使用している様式があり、支給額及び社会保険料等の事業主負担分の月別・合計額が分かる様式になっていれば、そちらを提出していただいてもかまいません。

賃金台帳
年度 あったかふれあいセンター

事業所名	性別		月										賞与			合計		
	男	女	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与(月)		賞与(月)	賞与(月)
労働日数(日)																		
労働時間(h)																		
時間外労働時間数(h)																		
休日労働時間数(h)																		
深夜労働時間数(h)																		
基本給																		
所定時間外賃金																		
休暇等減額賃金																		
通勤手当																		
扶養手当																		
役職手当																		
住宅手当																		
支給額合計 ①																		
健康保険																		
介護保険																		
厚生年金																		
雇用保険																		
労災保険																		
児童手当拠出金																		
賞与分法定福利費																		
事業主負担合計 ②																		
人件費対象額合計 ①+②																		

※ 人件費の対象となるコーディネーター及びスタッフ分について、それぞれ別業に記入してください。
 ※ 各事業所で使用している様式があり、支給額及び社会保険料等の事業主負担分の月別・合計額が分かる様式になっていれば、そちらを提出していただいてもかまいません。